

令和 8 年

第 1 回 定例市議会

# 議 案 書

阿 久 根 市

公開用



付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
2	令和 7 年度阿久根市一般会計補正予算（第 7 号）	別 冊
3	令和 7 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	別 冊
4	令和 7 年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）	
5	令和 7 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	
6	令和 7 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
7	令和 7 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 2 号）	
8	人権擁護委員の候補者の推薦について	1
9	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3
10	阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）について	5
11	辺地に係る総合整備計画について	6
12	市道路線の認定について	8
13	市道路線の変更について	10

14	阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約の締結について	13
15	市有財産使用貸借契約の変更契約の締結について	16
16	阿久根市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	18
17	阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	20
18	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
19	阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
20	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	36
21	阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
22	阿久根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	40
23	阿久根市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
24	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	44
25	令和 8 年度阿久根市一般会計予算	別 冊
26	令和 8 年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
27	令和 8 年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
28	令和 8 年度阿久根市介護保険特別会計予算	

29	令和 8 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
30	令和 8 年度阿久根市水道事業会計予算



議案第8号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	高 村 和 惠
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

人権擁護委員 磯 畑 仁 美 氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、その後任として 高 村 和 惠 氏を推薦しようとするものである。



議案第9号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	林 健 太 郎
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 林 健 太 郎 氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、更に同氏を選任しようとするものである。



議案第10号

阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）  
について

阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を別添のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域の持続的な発展を目的に、総合的かつ計画的な対策を実施するため、阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を定めようとするものである。

議案第11号

辺地に係る総合整備計画について

脇本北部地域に係る総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

脇本北部地域の公共的施設を整備するに当たって、財政上の特別措置等を受けるため、総合整備計画を策定しようとするものである。

(別紙)

## 総合整備計画書

鹿児島県阿久根市脇本北部辺地  
(辺地の人口232人 面積7.6km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

阿久根市脇本（一部）

字 肥後、備前川内、西川内、川内、上、八郷、八郷ノ上、櫻山、焼崎、桑木ヶ迫、包川内、包川内上、札野、札ノ迫、飛石平、飛石東平、塩屋浦、土俵平、袖山、小漣谷、平田、山平、下瀬戸、阿房川内、松ヶ根脇、松ヶ根、木生坊、濱ヶ頭、ウノ瀬、大漣、大漣上、井出山、南迫、鳥越、多良迫、建石、木場仁田、瀬崎山、上瀬崎山、古田、西ノ迫、権現丘

(2) 地域の中心の位置

脇本字鳥越11291番

(3) 辺地度数

102 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、市街地から遠距離に位置しており、山間地に人家が点在し、集落を形成している。

当該地域には、幅員が狭い上に屈曲部が多い道路や、経年劣化が進んだ橋梁が点在し、車両の通行に支障を来している。これらを整備することで、地域住民の安全性を確保するとともに、生活基盤の向上を図る。

### 3 公共的施設の整備計画

令和8年度の1年間

(単位 千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道路・橋梁	阿久根市	10,000	5,885	4,115	4,100
合 計		10,000	5,885	4,115	4,100

## 議案第12号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を市道に認定したいので、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

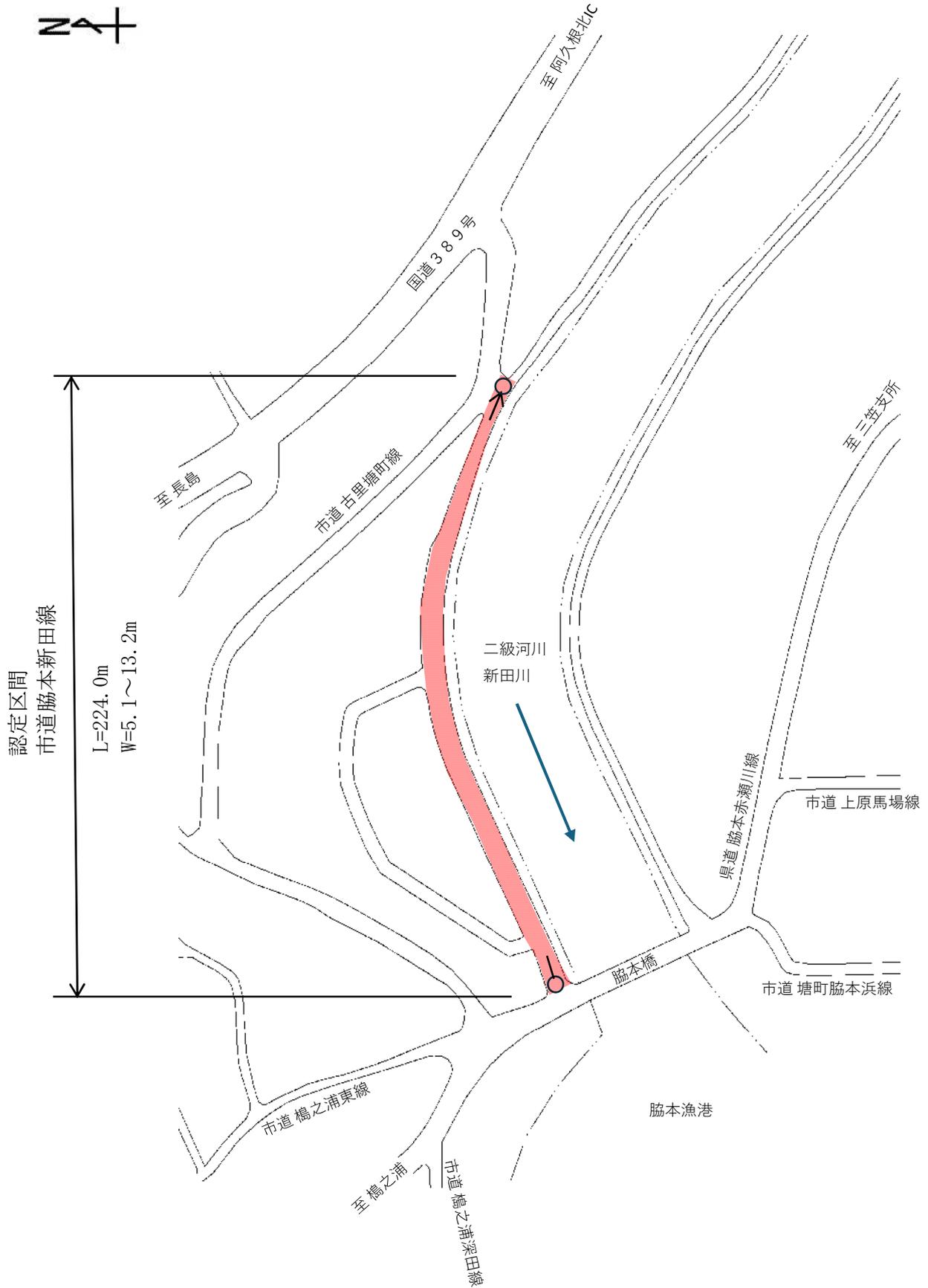
令和8年2月20日提出

阿久根市長 西平良将

番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な経過地
1	脇本新田線	脇本13953番 1地先	脇本8919番2 地先	5.1 ～ 13.2	224.0	国道389号 県道脇本赤瀬川 線

### 提案理由

農道脇本新田線を、市道認定するものである。



## 議案第13号

### 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の市道路線を変更したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

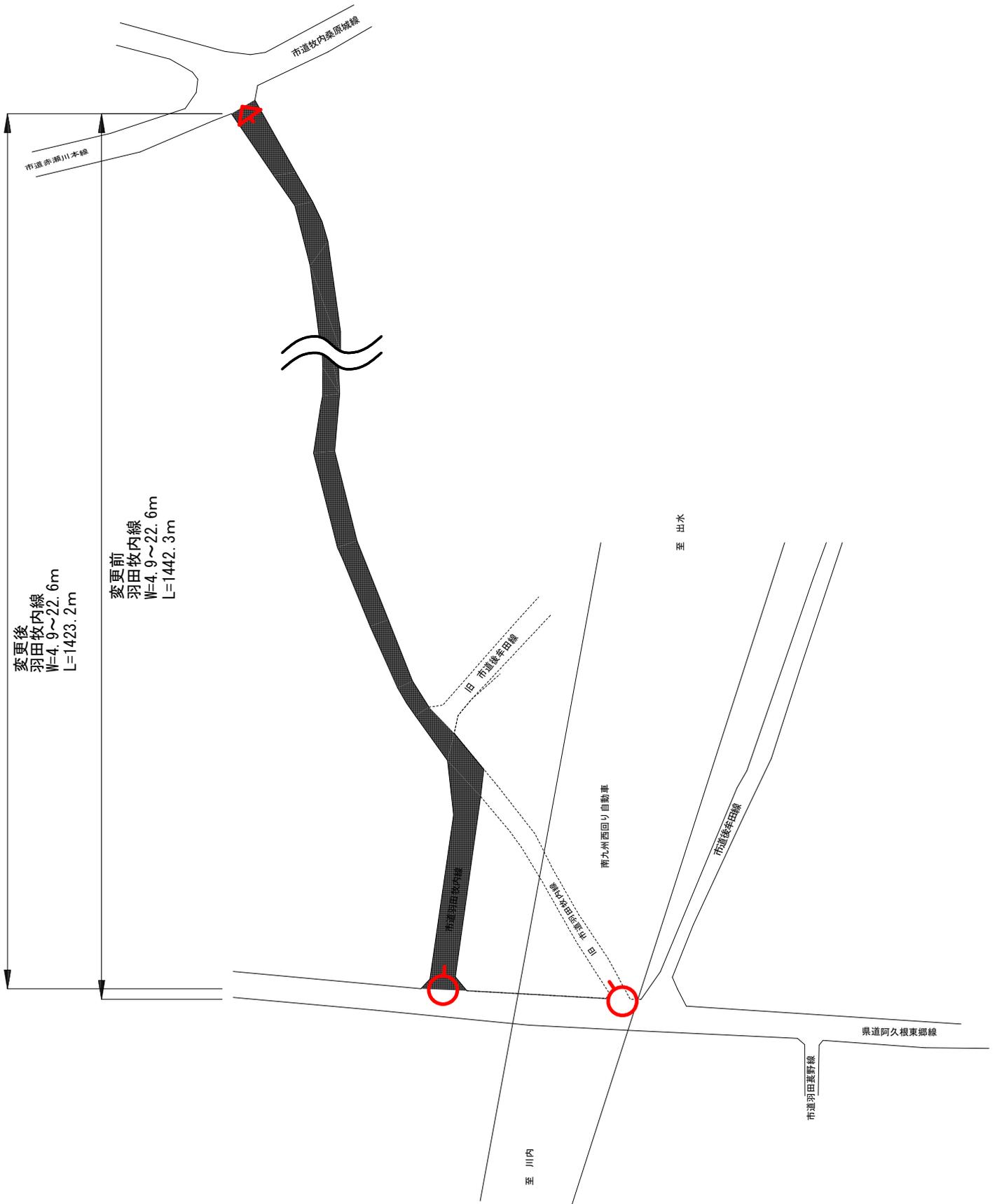
令和8年2月20日提出

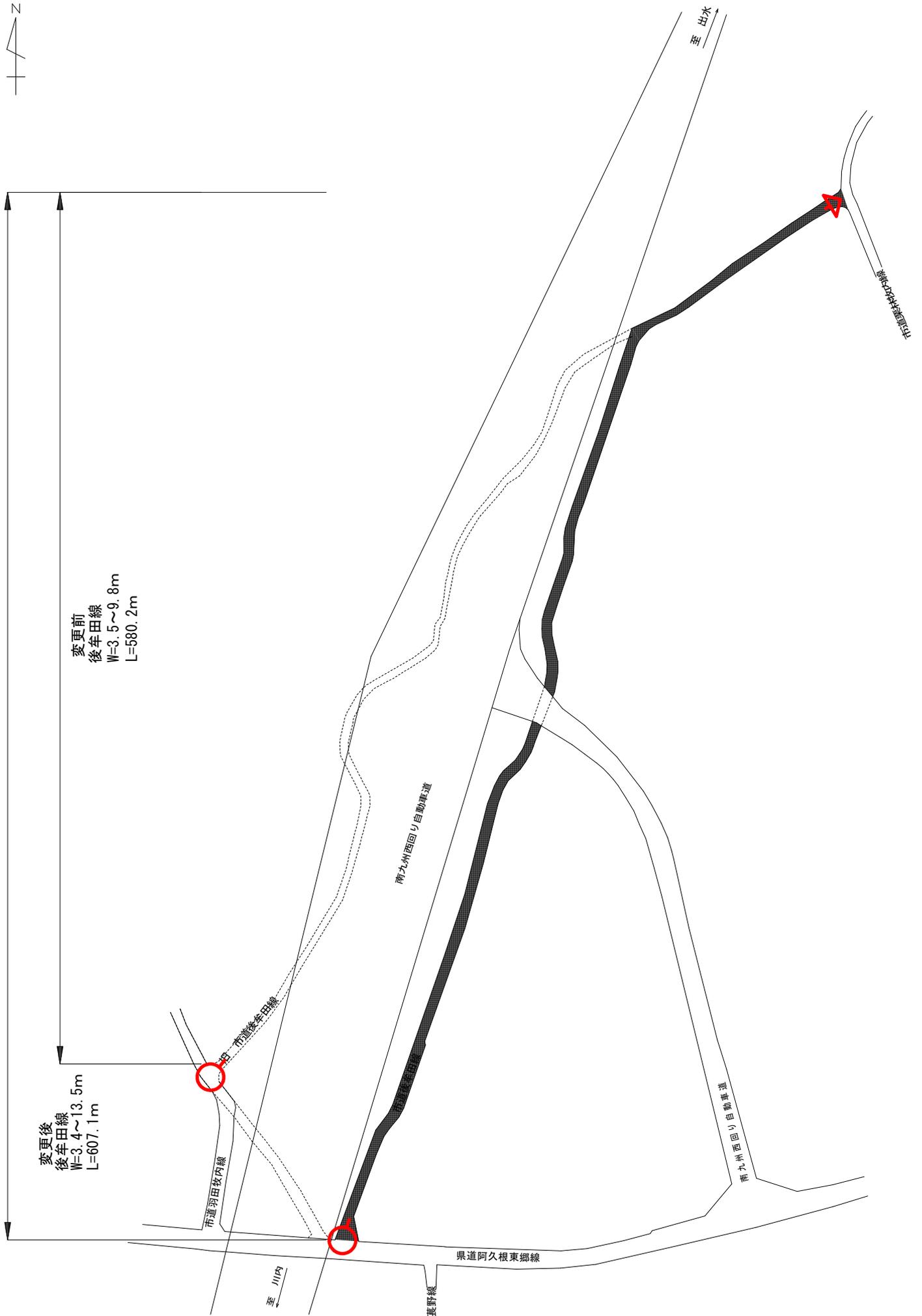
阿久根市長 西平良将

番号	項目	変更前	変更後
1	路線名	羽田牧内線	同左
	起点	鶴川内81番1地先	鶴川内82番1地先
	終点	赤瀬川1962番2地先	赤瀬川1962番3地先
	幅員	4.9m～22.6m	同左
	延長	1,442.3m	1,423.2m
	重要な経過地	県道阿久根東郷線	同左
2	路線名	後牟田線	同左
	起点	鶴川内293番7地先	鶴川内101番4地先
	終点	鶴川内1001番1地先	鶴川内999番1地先
	幅員	3.5m～9.8m	3.4m～13.5m
	延長	580.2m	607.1m
	重要な経過地	県道阿久根東郷線	同左

### 提案理由

南九州西回り自動車道の建設に伴い、路線の起点側を付け替えたことから、市道路線を変更するものである。





変更後  
後幸田線  
W=3.4~13.5m  
L=607.1m

変更前  
後幸田線  
W=3.5~9.8m  
L=580.2m

市道羽田救内線

市道後幸田線

南九州西回り自動車道

南九州西回り自動車道

県道阿久根東郷線

市道羽田葦野線

至 川内

至 出水

至 羽田林道頭止

議案第14号

阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約の締結について

阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約を次のとおり締結する。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西平良将

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 阿久根市立図書館新築工事（建築）  |
| 2 | 契約の方法  | 特定建設工事共同企業体による事後審査型条件付一般競争入札  |
| 3 | 契約金額   | 618,200,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 阿久根市波留1074番地1<br>タイセイ・阿久根特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社タイセイ工務店<br>代表取締役 大田輝美 |

提案理由

阿久根市立図書館新築工事（建築）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第14号参考

### 1 阿久根市立図書館新築工事（建築）の入札結果

入札者	順位	入札額
タイセイ・阿久根特定建設工事共同企業体	1	562,000,000円

（入札額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。）

### 2 契約者の概要

- (1) 商号又は名称 タイセイ・阿久根特定建設工事共同企業体
- (2) 所在地 阿久根市波留1074番地1
- (3) 構成員の概要

#### ア 代表構成員

- (ア) 商号又は名称 株式会社タイセイ工務店
- (イ) 代表者氏名 代表取締役 大田輝美
- (ウ) 所在地 阿久根市波留1074番地1
- (エ) 建設業許可番号 鹿児島県知事許可（特－7）第6262号
- (オ) 営業年数 昭和57年1月から45年間
- (カ) 従業員数 37人
- (キ) 許可を受けている業種  
特定建設業 土木工事業、建築工事業、大工工事業、と  
び・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼  
構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、水  
道施設工事業、解体工事業

- (ク) 資本金 20,000,000円

#### イ 構成員

- (ア) 商号又は名称 阿久根建設株式会社
- (イ) 代表者氏名 代表取締役 江藤喜一郎
- (ウ) 所在地 鹿児島市下荒田四丁目16番5号
- (エ) 建設業許可番号 鹿児島県知事許可（特－5）第15551号
- (オ) 営業年数 昭和24年9月から78年間

(カ) 従 業 員 数 45人

(キ) 許可を受けている業種

特定建設業 土木工事業、建築工事業、大工工事業、と  
び・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事  
業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工  
事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施  
設工事業、解体工事業

(ク) 資 本 金 25,000,000円

議案第15号

市有財産使用貸借契約の変更契約の締結について

市有財産使用貸借契約の変更契約を次のとおり締結する。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

1 契約の目的

区等における土地の有効利用に供するため。

2 変更前の貸付面積等

- |     |              |    |             |
|-----|--------------|----|-------------|
| (1) | 阿久根市多田2546番1 | 山林 | 3,087平方メートル |
| (2) | 阿久根市多田2546番3 | 山林 | 5,595平方メートル |

3 変更後の貸付面積等

- |     |              |    |             |
|-----|--------------|----|-------------|
| (1) | 阿久根市多田2546番1 | 山林 | 2,780平方メートル |
| (2) | 阿久根市多田2546番7 | 山林 | 18平方メートル    |
| (3) | 阿久根市多田2546番3 | 山林 | 3,313平方メートル |
| (4) | 阿久根市多田2546番9 | 山林 | 632平方メートル   |

4 貸付の相手方

阿久根市多田2900番地

丸内区

代表者 区長 上 野 一 郎

### 提案理由

市有財産使用貸借契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第16号

阿久根市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

市の条例、規則等の公布、公表を市のホームページに設置した掲示場に掲示することとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市公告式条例の一部を改正する条例

阿久根市公告式条例（昭和46年阿久根市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のホームページに設置した掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難い場合は、市役所の掲示場に掲示して行うことができる。

第3条第1項中「記入し、市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第4条中「要するもの」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則によることとされるものを除く。）」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第2条第2項に規定する掲示場に掲示」を「の規定に準じて公表」に改め、同条第3号を削る。

（「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正）

3 「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年阿久根市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公告式」を「阿久根市公告式条例（昭和46年阿久根市条例第8号）の規定」に改める。

議案第17号

阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に準じ、聴聞の通知の公示の方法について見直しを行う等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例

阿久根市行政手続条例（平成9年阿久根市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市の行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

2 改正後の阿久根市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第18号

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するため、条例の一部を改  
正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿  
久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第9号中「30,000円」を「44,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「在勤公署」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「、その」を「その」に改め、同項第4号中「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 家族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項第1号中「失職」の次に「、停職」を加え、第2号中「ため」を「ための」に改め、同条第3項中「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「法令」を「他の条例」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定による旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消し

を含む。同項及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に、「できる旅費額」を「できた旅費額」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「この条及び次条において「旅行命令等」に改め、同項第2号中「又は第5項」を削り、同条第2項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改める。

第5条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「、その」を「その」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により支給」を「によって計算」に改め、同項ただし書中「方法によって」を「方法により」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第7条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等

から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第8条を削る。

第9条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「添付書類」を「書類」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「概算払い」を「概算払」に改め、同条第3項中「過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間以内に」を「所定の期間内に、」に改め、同項後段を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

- 2 特別の必要がある場合は、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

第10条から第18条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは次に規定する運賃の額とする。

- (1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による県内の旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最下級の運賃とする。
- (2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による県外の旅行の場合には、中級の運賃。ただし、当該中級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。
- (3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による県外の旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類

するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車で任命権者が市長と協議して定めるものをいう。次項において同じ。)により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき25円を乗じ

て得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行諸雑費)

第14条 旅行諸雑費は、旅行に要する諸雑費とし、旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合において、規則で定める額を支給する。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」という。)別表第3の1の表に規定する国家公務員の宿泊手当の例により算定した額とする。

(転居費等)

第18条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の支給については、鹿児島県職員等の旅費に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第26号)の規定の例による。

第20条及び第21条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係る次に掲げるものとする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
  - (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 前項各号の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項各号に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
  - 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

第25条中「旅費に関し」を削り、同条を第28条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支

払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第24条中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条を第26条とする。

第23条中「職員が旅行に関し他から旅費の補給を受け、又は公用の船車を利用して旅行した場合、その他不当に旅行の実費を超えて」を「旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を」に、「必要としない部分の旅費は支給しない」を「その必要としない部分の旅費を支給しないことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者が市長と協議して定める旅費を支給することができる。

第23条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条中「旅費の支給に関しては」を「旅費については」に改め、同条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、この条例で定める額の範囲内で、その都度任命権者が市長と協議して定めるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第15条関係)

宿泊費

区分	宿泊費 (1夜につき)
市長、副市長及び教育長	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額
上記以外の職員	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の阿久根市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の阿久根市職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について

て適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。

4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職、停職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（出頭人及び参加人に対する費用弁償に関する条例の一部改正）

7 出頭人及び参加人に対する費用弁償に関する条例（昭和31年阿久根市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（旅行諸雑費を除く。）」を削る。

議案第20号

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政  
令第335号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとする  
ものである。

(別紙)

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の阿久根市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた阿久根市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第21号

阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第  
1号）の改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年阿久根市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「障害」を「障がい」に改め、同号を同項第4号とする。

第10条第2項中「第8条及び第9条」を「前2条」に改める。

第13条第2項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第17条の2中「から第5条まで、第6条の2」を「、第4条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

阿久根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について

阿久根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）  
第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特  
定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等  
通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定  
める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定  
める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

阿久根市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

林野火災に関する注意報が創設されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市火入れに関する条例の一部を改正する条例

阿久根市火入れに関する条例（昭和59年阿久根市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「乾燥注意報、林野火災に関する注意報又は火災警報（次項において「注意報等」という。）が発せられた」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は注意報等が発せられた場合」に改める。

別記第1号様式中「阿久根市長殿」を「（宛先）阿久根市長」に改め、「印」を削り、「許可されたく「阿久根市火入れに関する条例」」を「、阿久根市火入れに関する条例」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表16の項戸数の欄中「4」を「3」に改め、同表24の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同表中26の項を削り、27の項を26の項とし、28の項から32の項までを1項ずつ繰り上げ、同表33の項戸数の欄中「3」を「2」に改め、同項を同表32の項とし、同表中34の項から50の項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

